



中学校修学旅行（東京方面）



小学校修学旅行（広島方面）

野迫川中学校 修学旅行

5月8日(水)から5月11日(土)まで中学3年生1名+教員で東京へ修学旅行に行ってきました。1日目のキッザニア東京では、ハンバーガーショップや消防署等、4種類の仕事を英語で体験しました。2・3日目にはスカイツリーや浅草寺で写真を撮ったり、ディズニーランドのアトラクションで思いっきりはしゃいだりと、東京を満喫しました。その他にも電車や買い物など、普段学校ではできないことをたくさん体験して充実した4日間になりました。



野迫川小学校1・2年生 春の遠足「高野山から世界遺産の小辺路を歩く」

5月24日(金)は晴天に恵まれ、野迫川小学校1・2年生春の遠足を行うことができました。21日が雨で遠足が延期になったため、1・2年生の二人は待ちに待ったこの日を迎えることになりました。高野山金剛峯寺を出発してしばらく行くと登り坂が続きましたが、二人で励まし合い、時々休みながら山道をすすみました。天気が良く、遠くの山並みまで見渡せる場所では景色を楽しみ、途中しりとりをしたり、杖になりそうな枝を探したりして山道を歩きました。予定通りのコースを全て歩き、スカイライン合流地点に無事に到着したときには「やったあー」と歓声があがりました。



野迫川小学校5・6年生 修学旅行

5月29日(水)から31日(金)の2泊3日で、野迫川小学校5・6年生の5人が修学旅行に行きました。1日目は、高野山から電車を乗り継ぎ広島平和公園へ、原爆ドーム・平和記念碑・平和資料館などを見学し、被爆者の方から直接お話をききました。また、平和を祈って誓いの言葉を述べ、千羽鶴を供える慰霊祭も立派に挙行了しました。原爆の恐ろしさを学び、平和の大切さを心に刻んだ日になりました。

2日目は、電車とフェリーで宮島へ、厳島神社・宮島水族館の見学、紅葉饅頭手焼き体験や、宮島の海岸散歩で鹿の出迎えも受け、宮島ならではの様々な体験をしました。夕方に姫路に移動し、国宝姫路城の見学をし天守閣に登り、遠くの海まで見通せる広がりを感じました。

最終日の3日目は、神戸ポートアイランドに移動。多くの動物と身近にふれあえる神戸どうぶつ王国を見学。カンガルーの背中を撫でるなど、珍しい動物たちと体験を通して楽しい時間を過ごしました。



野迫川村へき地保育所 ～春の親子遠足～

5月10日(金)に親子遠足で大阪府泉南にあるみさき公園に行ってきました。この日はお天気も良くて、みんなで芝生の上でお弁当を食べることができました。動物園ではイルカのショーを見たり、キリンやライオン等の動物をまじかで見ることができて大喜びでした。

親子で楽しい1日を過ごすことができました。



春の交通安全県民運動

5月11日(土)から5月20日(月)までの10日間、春の交通安全県民運動が実施されました。11日の朝には、交通安全協会の方々がドライバーに交通安全グッズを配布し、シートベルトの着用・安全運転の呼びかけを行いました。この機会にもう一度自分の運転を見直し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。



野迫川村人会総会・懇親会開催

5月26日(日)大阪ガーデンパレスにおいて、「野迫川村人会 第12回総会・懇親会」が行われ、当日は41名の方々が出席されました。総会では、平成30年度の事業報告及び令和元年度の事業計画が承認されました。その後、懇親会が行われ、久しぶりに再会した方々もおられ、野迫川村の昔話に花を咲かせつつ、旧交を温められました。また、村人会は新規会員を募集しています。問い合わせ先は役場産業課(☎0747-37-2101)



天皇陛下(上皇陛下)御在位30年記念植樹祭

5月17日(金)、天皇陛下(上皇陛下)御在位30年記念植樹を今井の花壇で実施しました。当日は晴天に恵まれ、村長、副村長、教育長、小倉議長、西田副議長、別所婦人会長、雪谷森林組合長が元気に育つよう願いながら山桜を記念植樹しました。



Kobo Trail 2019 ～弘法大師の道～

5月19日(日)、かつて弘法大師が歩いたとされる道を守る”Kobo Trail 2019 ～弘法大師の道～”が開催されました。当日は天候に恵まれ、走るランナーには快適な1日となりました。

このイベントは今年で第6回目になり、参加人数が増えてきました。吉野町金峯山寺と天川村洞川をスタートし、野迫川村を通過して、ゴール地点の高野山金剛峰寺を目指しました。

約200人のトレイルランナーが参加し、野迫川村では、紀和隧道上と天狗木峠で、ランナーへの給水や配食を行いました。郷土料理研究会の皆さまに作っていただいた「野迫川村芋餅」を振る舞い、多くの方から美味しいとの絶賛の声を頂き、大自然を駆け抜ける素晴らしいイベントとなりました。



土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る説明会開催

奈良県では、土砂災害防止法に基づき、各地で基礎調査を実施しています。昨年度までに現地調査を行いましたので、調査結果について説明会を開催します。

土砂災害防止法とは・・・

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難態勢の整備や一定の行為の制限等を行うもので、平成13年4月に施行されました。

- 【内容】**
- ・土砂災害防止法について
 - ・土砂災害特別警戒区域等について

【開催日時】

(会場：野迫川村公民館) 開催日：7月17日(水)
時 間：午前10時～午後4時(受付終了午後3時)

(会場：野迫川村役場) 開催日：7月18日(木)
時 間：午前10時～午後4時(受付終了午後3時)

(会場：野迫川村北今西小学校) 開催日：7月19日(金)
時 間：午前10時～午後4時(受付終了午後3時)

- ・本説明会は、来場者一人ひとりにより詳しく説明できる「オープンハウス方式」で行います。
- ・開催時間内のご都合の良い時間、会場にご来場いただき、受付順に個別に説明・対応を行います。

【問い合わせ先】

奈良県五條土木事務所 計画調整課 (☎0747-23-1151)

野迫川村役場 建設課 (☎0747-37-2101)

教科書展示会の開催について

令和2年度から使用される小学校の教科書などを次の教科書センター(分館)等で展示します。

■展示場所

野迫川村山村振興センター(野迫川村北股)
吉野町立吉野小学校(吉野町上市)
川上村立川上中学校(川上村人知)
下北山村立下北山小学校(下北山村寺垣内)
十津川村立十津川第一小学校(十津川村小原)

■展示期間

令和元年6月14日(金)～7月12日(金)
午前9時～学校及び山村振興センターの終了時刻
(休みの日は閲覧できません)

なお、県立教育研究所(磯城郡田原本町秦庄)等においても展示しています。

■問い合わせ先

野迫川村教育委員会 ☎0747-37-2101



野迫川村議会活動 奈良県知事表敬訪問

5月31日、小倉議長、西田副議長が角谷村長、中本副村長とともに荒井知事を表敬訪問し、正副議長就任挨拶を行いました。

荒井知事との面談では野迫川村政について、たくさんの意見を交わす中で、力強いアドバイスをいただきました。

また、副知事をはじめ教育長、部長などと面会しました。



婦人会 今井花壇整備

婦人会では、今年は、4月12日(金)と5月30日(木)の2回、今井の花壇整備を行いました。

固くなった地面の整備は大変でしたが、初夏の日差しの下、参加した会員たちは、作業をしながら家族の事や日々感じる事など色々な話をし、時々笑い声を響かせ疲れた様子も見られましたが、きれいに整備された花壇の様子を見て気持ち良く終える事が出来ました。この作業を続けて行っていることもあり、春になると年々水仙の花の数も増え、きれいに咲くようになりました。

来春もまた、黄色や白色の水仙が咲くのが楽しみです。



総合型地域スポーツクラブからのお知らせ

| 教室名 | 7月 | 8月 | 9月 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| フットサル教室 (小学校体育館) | 17日(水) | 21日(水) | 18日(水) |

初めての方でも大歓迎です。皆様ご近所お誘い合わせの上、お気軽にご参加ください。

上記の予定は変更になることがあります。ご了承ください。

(問合せ) 野迫川村総合型地域スポーツクラブ事務局(野迫川村教育委員会内)

☎0747-37-2101

わがまち特例について

○野迫川村では太陽光発電・風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電をしようとする電気事業者が野迫川村内に特定再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する特定の設備を設置した場合固定資産税を軽減することとしています。(家庭用の太陽光発電装置等は対象外です。)

○中小企業者等が「生産性向上特別措置法」に規定する「認定先端設備等」導入計画に従って取得した先端設備等について、3年間固定資産税を軽減「ゼロ」することとしています。

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画作成に伴う野迫川村税条例改正について平成30年6月6日に「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)が施行され、市町村は「導入促進基本計画」を作成することができるようになりました。導入促進基本計画を作成し、国の同意を得た市町村の中小企業者等は、「先端設備等導入計画」を作成し、市町村の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

固定資産税の特例

中小企業者が、適用期間内に、市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減されます。(野迫川村は「ゼロ」)

固定資産税の特例を受けるための要件

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く) |
| 適用期間 | 「生産性向上特別措置法」の施行日から令和3年3月31日までの期間 |
| 対象設備 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具および検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※)(60万円以上/14年以内) |
| その他要件 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこと |
| 特例措置 | 固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2に軽減(野迫川村は「ゼロ」) |

※家屋と一体となって効用を果たすものは除かれます。

※償却資産として課税されるものに限りません。

問い合わせ先 : 野迫川村役場 住民課 税務係 ☎37-2101

狩猟免許初心者講習会・試験のご案内

令和元年度狩猟免許初心者と試験が、奈良県猟友会・奈良県の主催で開催されます。シカやイノシシを捕獲するためには狩猟免許が必要です。被害でお困りの方は、ぜひこの機会に免許を取得してください。

狩猟免許講習会・試験日程

| 日時 | 場所 | 免許の種類 | 内容 |
|---------------------|---|---------------------|-----|
| 6月29日(土) 9時～15時 | 橿原市東竹田町1-1 リサイクル館かしはら | 網漁、わな猟 第1種、第2種銃猟 | 講習会 |
| 6月30日(日) 9時～16時 | 桜井市池之内130-1 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟 | 網漁、わな猟 第1種、第2種銃猟 | 試験 |
| 8月31日(土) 9時～15時 | 橿原市東竹田町1-1 リサイクル館かしはら | 網漁、わな猟 第1種、第2種銃猟 | 講習会 |
| 9月1日(日) 9時～16時 | 桜井市池之内130-1 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟 | 網漁、わな猟 第1種、第2種銃猟 | 試験 |
| 11月23日(土) 9時～13時 | 橿原市東竹田町1-1 リサイクル館かしはら | わな猟のみ | 講習会 |
| 11月24日(日) 9時～16時 | 桜井市池之内130-1 奈良県農業研究開発センター 交流・サロン棟 | わな猟のみ | 試験 |

狩猟免許更新日程

| 日時 | 場所 | 免許の種類 | 内容 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|------------|
| 7月26日(金) 13時30分～ 16時30分 | 五條市本町3-1-13 五條市立中央公民館 大会議室 | 平成28年度に受けた狩猟免許を更新しようとする者であって奈良県に住所がある者 | 検 査 講 習 |
| 8月9日(金) 13時30分～ 16時30分 | 十津川村大字小原225-1 十津川村住民ホール | | |
| 8月23日(金) 9時30分～ 12時30分 | 奈良市登大路町6-2 奈良県文化会館 集会室A・B | | |
| 8月23日(金) 13時30分～ 16時30分 | 奈良市登大路町6-2 奈良県文化会館 集会室A・B | | |

申請期限：各期日の10日前

提出先：〒630-8253 奈良市内侍原町6-1
奈良県林業会館内 一般社団法人奈良県猟友会

・申込方法

講習会や試験に申込を希望される場合は、役場産業課に必要な書類があります。内容をご確認のうえ、申込手続きを行ってください。

・受講・受験費用の補助制度について

村に住民票があり居住している人で新規に免許を取得する方に1種類の免許のみ講習料と受験料を全額補助する制度を作りました。取得後に免許証のコピーと領収書が必要です。詳しくは産業課にお問い合わせください。

| | 講習料 | 試験手数料(受験料) | 合計 |
|-------|---------|-------------------|---------|
| 新規者費用 | 12,000円 | 5,200円 1種類のみ補助 | 17,200円 |

半島振興法・過疎地域自立促進特別措置法に基づく 固定資産税の優遇措置について

野迫川村では上記法律に基づいて本年度から固定資産税を軽減できる条例を制定しました

《例えば》

野迫川村で工場または旅館等を新設または、増設をお考えの方

青色申告を選択している個人又は法人の方が2,700万円をかけて工場または、旅館等を新築した。→過疎法による特例が適用された場合（申請が必要）

その工場または、旅館に係る固定資産税が3年間0円になります。また、県税の不動産取得税等が優遇されます。

野迫川村の工場または旅館の増設をお考えの方

青色申告を選択している個人又は法人の方で既にある工場または、旅館等を500万円をかけて、増設した。→半島振興法による特例が適用された場合（申請が必要）（その増設が生産能力または収用人員等が30%以上増となる場合）

その、増設にかかる部分の固定資産税が3年間10分の1になります。また、県税の不動産取得税等が優遇されます。

※事前に税務署に青色申告承認申請書を提出することにより次の年から青色申告をすることができますが、詳細は国税庁ホームページで確認をお願いします。(www.nta.go.jp/)

| | 半島振興法 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
|---------------|--|---|
| 固定資産税における特別措置 | (青色申告をしている法人・個人が対象) 野迫川村内において、対象業種に該当する法人または個人が、以下の取得価額要件以上の設備を新設、又は増設した場合、対象物件の税率を3ヵ年10分の1にする。(不均一課税) | (青色申告をしている法人・個人が対象) 野迫川村内において、対象業種に該当する法人または個人が、以下の取得価額要件以上の設備を新設、又は増設した場合、対象物件の固定資産税を免除する。(課税免除) |
| 対象業種 | ①製造の事業 ② 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。)に属する事業 | ①製造の事業 ②農林生産物販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業) |

| | 半島振興法 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
|--------------------|---|---|
| | <p>③ 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業</p> <p>④ 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業</p> <p>⑤ 旅館業（下宿営業を除く。）</p> | <p>③ 旅館業（下宿営業を除く。）</p> |
| 取得価格要件 | <p>有線放送業等・農林水産物等販売業、又は個人事業主 500万円以上（資本金要件なし）</p> <p>製造業・旅館業</p> <p>資本金1,000万円以下の場合 → 500万円以上</p> <p>資本金5,000万円以下の場合 → 1,000万円以上</p> <p>資本金5,000万円以上の場合 → 2,000万円以上</p> <p>※既存設備取替及び更新のための新增設の場合は、生産能力が以前と比較して概ね30%程度以上増加する場合</p> <p>※土地の取得金額は、取得価格要件に含めません。</p> | <p>新設・増設した対象設備等の1事業年度の合計が2,700万円を超えること</p> <p>※土地の取得金額は、取得価格要件に含めません。</p> |
| 不均一課税又は課税免除になる対象物件 | <p>租税特別措置法第12条又は第45条に規定されている特別償却の適用を受けることができる以下の資産、その敷地</p> <p>1 その事業に係る機械及び装置</p> <p>2 その事業に係る建物</p> <p>製造業 → 工場</p> <p>有線放送業 → 事業所等</p> <p>農林水産物販売業 → 店舗等</p> <p>旅館業の場合 → 旅館・ホテル</p> <p>3 その事業に係る建物の建床面積分の土地</p> <p>土地取得の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設の着手があったもの</p> | <p>租税特別措置法第12条又は第45条に規定されている特別償却の適用を受けることができる以下の資産、その敷地</p> <p>1 その事業に係る機械及び装置（旅館業は対象外）</p> <p>2 その事業に係る建物</p> <p>製造業 → 工場</p> <p>農林水産物販売業 → 店舗等</p> <p>旅館業の場合 → 旅館・ホテル</p> <p>3 その事業に係る建物の建床面積分の土地</p> <p>土地取得の翌日から起算して1年以内に当該建物の建設の着手があったもの</p> |

平維盛の大祭寄付金のお願い

- 開催日** 令和元年7月27日(土)
- 会場** 野迫川村大字平 平維盛歴史の里
- 内容** ○御霊祭 ○もちせり ○燈花会 ○夜叉太鼓
○河島翔馬コンサート ○打上花火

野迫川村商工振興会は『平維盛の大祭』における打上花火の個人寄付金を募集しています。

昨年は、残念ながら台風の影響により『平維盛の大祭』を中止せざるを得ないこととなりました。しかし、今年は今まで以上の大祭にしたいと考えております。

つきましては、本年度も下記要項により打上花火の個人による寄付金を村民または村外在住の方にも広く募集しますので、村民の皆様は、振込又は、直接役場産業課まで持参いただくか、各区長までお渡しください。ご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。

募集要項

- ①内 容 1,000円を1口とします。
(ただし、個人名の氏名掲示や読上げ等はいたしません。)
- ②入金方法 現金持参または郵便局への振り込みとします。
振込口座：口座記号番号 00930-9-139917
加入者名 野迫川村商工振興会
※専用の振込用紙もご用意しております。
- ③その他 本大祭がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの寄付金はお返しできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先 野迫川村役場産業課 ☎0747-37-2101
FAX0747-37-2107

第13期「犯罪被害者支援ボランティア」募集

犯罪や事件・事故の被害に遭われた方や、ご遺族の方からの電話相談や生活支援、警察・病院への付き添い等の直接支援をするボランティア支援員を募集しています。

センターが実施する講座を修了し、適正があると認められた人に委嘱します。

詳しくは下記までお問合せください。

奈良市東向中町6番地

奈良県経済倶楽部 経済会館4階

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局

☎0742-26-6935 ※月～金(祝日を除く)10:00～16:00

てんいち先生



野迫川村のゴミ処理状況

(平成30年4月～平成31年3月分)

| | |
|--------|----------|
| 可燃ごみ | 56,760kg |
| 不燃ごみ | 8,600kg |
| 金属類 | 700kg |
| 缶 | 1,180kg |
| ペットボトル | 921kg |
| 古紙類 | 8,820kg |

アルミ缶等の売渡合計額 122,200円

皆様の分別やご協力のおかげです。
今後もごみの減量・リサイクルに、ご協力お願いいたします。

のせ川歌壇

気が付けば
挨拶交わす人も無し
空き家ばかりの里ともなりて

西前 睦代

今日からは
令和と成りて桜咲き
平和であれと祈る我國の

吉野 武文

花が咲き
蝶の舞い交ふさま見つめ
老鶯と蝶の村の青空

西本 良子

畑子われ
選挙カーの通るたび
柵の中より手を振りてやる
中田 敬子

万物に
命を与える長雨も
人なき里にはたださみしけれ
中西 章

空海は
弁財天の水玉を
くすねて追はるを霧に救はれし
小倉 徳太郎

一本の
椿の名さえおぼつかず
花は真紅におちて地を染む
孤山



約三千発の打上花火が夏の夜空に舞う！

平維盛の

大祭

令和元年

7月27日

土 日

PM 4:30~ (雨天決行・警報中止)

会場 **平維盛歴史の里**
奈良県吉野郡野迫川村大字平

交通のご案内

出演アーティスト

河島翔馬

青柳万美

プログラム

- PM4:30~ 御霊祭
- PM5:00~ お楽しみイベント
- PM5:30~ 燈花会
- PM6:00~ 夜叉太鼓
- PM6:30~ コンサート
- PM8:00~8:30 花火大会

お問合せ 平維盛の大祭実行委員会事務局

TEL 0747-37-2101 FAX 0747-37-2107

- 主催 野迫川村商工振興会・平維盛の大祭実行委員会
- 後援 野迫川村・五條市吉野郡内郵便局